

==== 公布された条例のあらまし ====

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 風致地区内における建築物の建築等について許可を要しない機関である独立行政法人雇用・能力開発機構を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に改める。
- (2) 施行期日は、平成23年10月1日とする。